

患者様へのご案内（保健医療機関における書面掲示）

明細書について

当院は療養担当規則に則り明細書については無償で交付いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へのご説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をものにした一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方名によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

生活習慣病管理料1について

当院は患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。

通院・在宅精神療法について

当院は患者様からの求めがあった場合、適切に対応します。

イ) 患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行います。

ロ) 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行います。

ハ) 介護保険に係る相談を行います。

ニ) 当該保険医療機関に通院する患者様について介護支援専門員からの相談に適切に対応します。

ホ) 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行います。

ヘ) 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行います。

ト) 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行います。

チ) 健康相談、予防接種に係る相談を行います。

リ) 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期投与を控えます。